

刊行にあたって


外国為替業務の分野は多岐に及び、しかもさまざまな法律知識と取引の仕組みの理解が必要となるため、これらすべてに精通するには大変な努力が必要となります。それでもあせらず一つひとつ理解できる範囲を広めていけば、ある程度の目標に到達できます。その結果、内部事務を担当されている方は自信をもって正確・迅速に業務をこなせるようになるでしょう。また、渉外部門を担当されている方には、顧客ニーズに合った高度な知的サービスの提供も可能となります。

本書は、銀行業務検定試験「外国為替3級」の受験参考書として刊行されたものです。銀行業務検定試験「外国為替3級」では、法令知識を問う問題が多数出題されています。このため本書では、第1章から第3章までを外国業務に関連する法令・約定書の記述に集約しています。そして第4章からは業務の流れに沿って、前述の法令を応用し各項目の理論と事例を交えた実務的な説明に重点をおいています。過去の試験問題については『外国為替3級問題解説集』に収録されておりますが、本書では受験用の知識はもちろんのこと、日々の業務にも役立つよう最新の動向も盛り込んでアップデートを図っています。実務家にとって役に立つ内容であることから、試験を離れてもご利用いただけるものと確信しております。

本書を『外国為替3級問題解説集』と併せて活用されることにより、より効果的な準備ができることでしょう。銀行業務検定試験「外国為替3級」に合格されることを祈念してやみません。

2024年6月

経済法令研究会



目次

刊行にあたって

学習の手引・本書の利用のしかた (5)

過去4回の出題項目 (6)

外国為替3級 出題範囲 (11)

第1章 外為関係法令

- 1 外為取引に係る法令・国際ルール 2
- 2 URR725, ISBP821, URC522, インコタームズ® 2020 の
ポイント 14
- 3 外為業務におけるマナー・ローンダリング防止対策 29
- 4 外為法による規制と適法性の確認・報告義務 41

第2章 外為関係の約定書と外国為替の基本

- 1 外為関係の約定書 68
- 2 外国為替の基本 77

第3章 UCP600の規定内容

- UCP600の規定内容 90

第4章 輸出為替

- 1 輸出為替の基本事項および共通事項 120
- 2 信用状付輸出為替 132
- 3 信用状なし輸出為替 145
- 4 輸出金融 155

第5章 輸入為替

- 1 信用状付輸入為替 160
- 2 輸入ユーザンス・その他輸入金融 173
- 3 T/RとL/G 182
- 4 輸入B/C（信用状なし輸入為替） 190

第6章 貿易外取引

- 1 仕向外国送金 198
- 2 被仕向外国送金 212
- 3 小切手の買取・取立 217
- 4 外貨両替 224

第7章 為替相場

- 1 外国為替相場 232
- 2 為替予約 246
- 3 為替操作・為替持高 256
- 4 為替リスク回避策 260

第8章 外貨預金・非居住者円預金・ インパクトローン

- 1 外貨預金・非居住者円預金・FATCA 268
- 2 インパクトローン(外貨貸付)とユーロ円インパクトローン ... 276

第9章 国際金融・デリバティブ

- 1 国際金融市場 282
- 2 国際金融取引 292
- 3 デリバティブ取引 297

第10章 外為取引実践

- 1 外為取引推進 314
- 2 海外進出支援 321

学習の手引・本書の利用のしかた

本書は、銀行業務検定試験『外国為替3級』受験のための参考書です。

当試験の問題は、五択一式50問となっていますが、その出題範囲および問題数は、「基本問題」10問、「輸出為替」10問、「輸入為替」10問、「予約・為替相場」5問、「貿易外取引」5問、「資本取引・国際金融」10問です。

本書の構成は、外国為替取引に係る法令・国際ルールから始まり、全編を通して外国為替のすべてが理解できるような章立てとなっており、試験範囲をカバーするよう構成してあります。

各章で取り上げる項目（テーマ）は、過去の試験問題において、直接または関連づけて出題されていますので、必ず一度は目を通して理解するまで読まれることをおすすめします。

そこで、本書には次の大きな特長を設けてあります。

①〈学習上のポイント〉……本文を読み始める前に、各項目を大局的に概観し、要所を把握するのに役立ちます。

②〈重要箇所はゴシック体で強調〉……本文中、特に重要と思われる記述についてはゴシック体で強調してありますので、メリハリをつけて読み進めることができます。

③〈関連過去問題の併記〉……本文中、過去問題に関連している箇所については、欄外に過去問題の出題年および問番号を併記しました。

なお、本書を読んだうえで内容につき理解されましたら、過去問題にチャレンジしてください。そのためには、別に刊行されている『外国為替3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）を腕試しとして利用されることをおすすめします。実際に問題を解いてみて、誤ったところは再度確かめる。その繰り返しの学習により理解は一層深まるでしょう。

『ローマは一日にしてならず』地道な日々の研鑽こそが、目標達成へと繋がるのです。

過去4回の出題項目

2024年3月

<基本問題>

- ◇居住性の判定
- ◇外為法の内容等
- ◇外国為替の与信リスク
- ◇適法性の確認義務
- ◇国際機関や国際協定等
- ◇OFAC規制
- ◇インコタームズ® 2020
- ◇コルレス契約
- ◇外国為替取引に関する国際ルール等
- ◇信用状の取扱い等

<輸出為替>

- ◇外国向為替手形取引約定書
- ◇信用状取引の特徴
- ◇信用状にもとづく書類点検
- ◇船積書類の取扱い
- ◇輸出為替手形の買取りの与信判断
- ◇D/P・D/A輸出手形取引
- ◇代金回収のリスク軽減策
- ◇L/Gの取扱い
- ◇輸出前貸しの留意点
- ◇わが国の安全保障貿易管理制度

<輸入為替>

- ◇信用状取引約定書の規定
- ◇輸入与信判断
- ◇信用状発行銀行の書類の点検
- ◇保険書類の取扱い
- ◇運送書類
- ◇UCP600・ISBP745の規定
- ◇輸入担保荷物保管証の取扱い
- ◇輸入ユーザンス（本邦ローン）
- ◇輸入為替の決済等
- ◇輸入代金取立手形を接受した銀行の取扱い

<予約・為替相場>

- ◇対顧客適用為替相場
- ◇先物外国為替取引約定書
- ◇対顧客先物為替相場の算出方法
- ◇為替予約の取消・期日変更等
- ◇通貨オプション取引

<貿易外取引>

- ◇支払又は支払の受領に関する報告書
- ◇外為法上の本人確認
- ◇外国向け仕向送金
- ◇仕向送金
- ◇送金組戻しと内容変更

<資本取引・国際金融>

- ◇技術導入契約の締結等
- ◇対外直接投資
- ◇居住者外貨預金等
- ◇ニューヨーク市場とユーロ市場の概要
- ◇シンジケート・ローン
- ◇輸出企業に対する業務推進
- ◇取引先企業の海外進出形態
- ◇海外現地法人設立と外為取引推進
- ◇技術輸出
- ◇海外進出に伴う税制

2023年10月

<基本問題>

- ◇居住性の判定
- ◇適法性の確認義務
- ◇外国為替の仕組みやその内容等
- ◇外国為替の与信リスク
- ◇コルレス契約等
- ◇OFAC規制
- ◇インコタームズ® 2020
- ◇外国為替取引に関する国際ルール等
- ◇信用状の取扱い
- ◇船積書類の取扱い

<輸出為替>

- ◇外国向為替手形取引約定書
- ◇輸出手形買取りと与信判断

- ◇輸出手形買取りの留意事項
- ◇書類点検
- ◇輸出者の代金回収方法
- ◇ディスクレの取扱い
- ◇D/P・D/A手形
- ◇輸出手形保険
- ◇船積前金融の与信上の留意点
- ◇輸出貿易管理

<輸入為替>

- ◇信用状取引約定書の規定
- ◇輸入与信判断
- ◇信用状発行銀行の書類の点検
- ◇商業送り状
- ◇運送書類
- ◇UCP600・ISBP745の規定
- ◇輸入担保荷物保管証の取扱い
- ◇信用状発行銀行の対外決済
- ◇輸入ユーザンス
- ◇輸入為替の決済

<予約・為替相場>

- ◇先物外国為替取引約定書
- ◇為替予約
- ◇対顧客先物為替相場の算出方法
- ◇為替変動リスク対策
- ◇通貨オプション取引

<貿易外取引>

- ◇支払又は支払の受領に関する報告書
- ◇外為法とOFAC規制における経済制裁

◇外国送金全般

◇仕向送金

◇被仕向送金

<資本取引・国際金融>

◇資本取引の定義等

◇資本取引の報告等

◇インパクト・ローン（居住者
外貨貸付）

◇円キャリー取引

◇プロジェクト・ファイナンス

◇海外輸出債権の回収における
アドバイス

◇取引先企業の海外進出支援業
務関連

◇海外進出支援等

◇合併・買収（M&A）

◇輸出入取引の特徴的な取引類
型

2023年3月

<基本問題>

◇居住性の判定

◇適法性の確認義務

◇外国為替手形に適用される法
律等

◇外国為替の仕組みやその内容
等

◇外国為替の与信

◇外国為替取引に係る米国の国
内法や決済システム等

◇インコタームズ® 2020

◇国際機関や国際協定等

◇信用状の取扱い

◇船積書類の取扱い

<輸出為替>

◇外国向為替手形取引約定書

◇輸出手形の買取りと与信判断

◇信用状取引のメリット

◇信用状付き輸出手形の買取事
務

◇ディスクレの取扱い

◇債権回収関連

◇インボイス・ディスカウン
ティングサービス

◇信用状の通知

◇D/P・D/A手形

◇輸出貿易管理

<輸入為替>

◇信用状発行銀行の書類の点検

◇輸入信用状発行依頼書の点検

◇送り状

◇信用状取引約定書

◇輸入代金取立手形を接受した
銀行の取扱い

◇T/R

◇本邦ローンの取扱い

◇輸入為替の決済等

◇輸入与信判断

◇運送書類の取扱い

<予約・為替相場>

◇対顧客為替予約

◇先物外国為替取引約定書

- ◇対顧客為替予約
- ◇為替予約の取消・期日変更等
- ◇為替変動リスク対策

<貿易外取引>

- ◇支払又は支払の受領に関する報告書
- ◇外為法上の本人確認
- ◇仕向送金
- ◇送金組戻しと内容変更
- ◇両替取引

<資本取引・国際金融>

- ◇資本取引の定義等
- ◇対内直接投資等
- ◇対外直接投資
- ◇居住者外貨預金等
- ◇ニューヨーク市場とユーロ市場
- ◇国際金融取引
- ◇輸入与信時に留意すべきリスク
- ◇海外現地法人の設立と外為取引推進
- ◇海外進出企業へのアプローチ
- ◇RCEP

2022年10月

<基本問題>

- ◇居住性の判定
- ◇適法性の確認義務
- ◇国際機関や国際協定等の内容等

- ◇外国為替の与信リスク
- ◇外国為替取引に係る米国の国内法や決済システム等
- ◇インコタームズ® 2020
- ◇外国為替取引に関する国際ルール等

- ◇外為法の内容等
- ◇信用状の取扱い
- ◇船積書類の取扱い

<輸出為替>

- ◇外国向為替手形取引約定書
- ◇信用状の取扱い
- ◇信用状取引のメリット
- ◇書類点検
- ◇輸出手形の買取銀行の取扱い
- ◇ディスクレの取扱い
- ◇D/P・D/A手形
- ◇補償請求方法等
- ◇輸出手形保険
- ◇輸出貿易管理

<輸入為替>

- ◇信用状取引約定書の規定
- ◇輸入与信判断
- ◇信用状発行銀行の書類の点検
- ◇信用状発行依頼書の点検
- ◇輸入担保荷物保管証の取扱い
- ◇UCP600・ISBP745の規定
- ◇輸入代金取立手形を接受した銀行の取扱い
- ◇輸入ユーザンス
- ◇輸入為替の決済

- ◇保険書類の取扱い
- <予約・為替相場>
 - ◇対顧客為替予約
 - ◇先物外国為替取引約定書
 - ◇対顧客先物為替相場の算出
 - ◇為替予約の取消・期日変更等
 - ◇為替変動リスク対策
- <貿易外取引>
 - ◇支払又は支払の受領に関する報告書
 - ◇外為法と調書提出制度の本人確認
 - ◇仕向送金
 - ◇送金組戻しと内容変更
 - ◇被仕向送金
- <資本取引・国際金融>
 - ◇資本取引の報告制度等
 - ◇対内直接投資等
 - ◇居住者外貨預金等
 - ◇居住者外貨貸付（インパクト・ローン）
 - ◇外債
 - ◇国際金融取引
 - ◇海外輸出債権の回収におけるアドバイス
 - ◇海外進出の動機・目的
 - ◇海外進出支援等
 - ◇英文契約書

外国為替 3級 出題範囲

【基本問題】

国際通貨／国際ルール（信用状統一規則・取立統一規則／インコタームズ®／銀行間補償統一規則など）／外国為替の区分／為替リスクヘッジ策／外為法／外為法と各種報告書／コレス取引／信用状と貿易取引条件／船積書類と為替手形／外国為替勘定と収益／国際収支／居住性の判定／金融市場（国際金融市場／外国為替市場など）など

【輸出為替】

輸出信用状／信用状統一規則と輸出船積書類／書類の呈示期間／輸出手形買取と故障手形／委任状付第三者名義輸出手形の買取／D/P・D/A手形と輸出手形保険／輸出手形保険制度／為替相場・為替リスク／輸出金融・保証／外国向為替手形取引約定書／銀行間補償統一規則／信用状発行銀行の倒産と債権回収策／外為取引推進など

【輸入為替】

輸入取引と外為法／信用状／信用状の通知と通知銀行の責任／信用状の確認と確認銀行の義務／譲渡信用状の取扱い／信用状取引約定書／輸入船積書類／故障手形の取扱い／書類の引取拒絶／輸入取立手形と取立統一規則／T/R／L/G／輸入ユーザンス／輸入与信リスク／国際標準銀行実務／信用状発行依頼人の信用悪化・倒産と債権回収策／外為取引推進など

【予約・為替相場】

為替市場／対顧客直物為替相場／対顧客先物為替相場／先物外国為替取引約定書／予約事務／予約の延長・取消／為替リスクヘッジ策／為替持高／総合持高など

【貿易外取引】

貿易外取引と外為法／仲介貿易／仕向外国送金／組戻／被仕向外国送金／外国通貨の両替／クリーンビル／米国払小切手の買取・取立など

【資本取引・国際金融】

資本取引と外為法／事後報告制度／証券の取得・譲渡／対外直接投資／外貨預金／居住者海外預金／非居住者円預金／外貨貸付／国際金融市場／金融先物取引／国際金融取引の留意点とリスク／スワップ取引／オプション取引／BIS規制／取引先の海外進出支援業務など

＜凡 例＞

本公式テキストにおいて、次の法令等については、適宜、簡略語を用いています。

- 外国為替及び外国貿易法→外為法
- 外国為替に関する省令→外為省令
- 外国為替の取引等の報告に関する省令→外為報告省令
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律→犯罪収益移転防止法，犯収法
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律→国外送金等調書法
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律→番号法
- 荷為替信用状に関する統一規則および慣例→信用状統一規則，あるいはUCP600
- 取立統一規則→取立統一規則，あるいはURC522
- 請求払保証に関する統一規則→請求払保証統一規則，あるいはURDG758
- 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則→銀行間補償統一規則，あるいはURR725
- ディスクレパンシー（discrepancy：不一致）→ディスクレ

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#)メニュー下部の [追補・正誤表](#))

第1章

外為関係法令

1. 外為取引に係る法令・国際ルール
2. URR725, ISBP821, URC522,
インコタームズ® 2020 のポイント
3. 外為業務におけるマネー・ローンダリ
ング防止対策
4. 外為法による規制と適法性の確認・報告
義務

1

外為取引に係る法令・国際ルール

〈学習上のポイント〉

外為業務を行ううえでは銀行等の内部規定はもちろん、外為業務にかかわる種々の法令知識を身につけておく必要がある。ここでは外為業務に関する法令をあげ、概略を説明する。個々の法令の詳細については各節で解説する。関連法令の種類と概略をまず最初に頭の中で整理しておこう。

1. 外為取引関連の主要国内法令

(1) 外為法（外国為替及び外国貿易法）

外為法は、外国為替、外国貿易その他の対外取引を包括的に管理する、わが国の対外取引の基本法となっている。

外為法は、外国為替、貿易取引その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対して必要最小限の管理または調整を行うことにより、平和と安全の維持およびわが国経済の健全な発展に寄与することを目的としている（外為法1条）。このように外為法は1998年の改正により「原則自由・例外規制」が基本となっている。

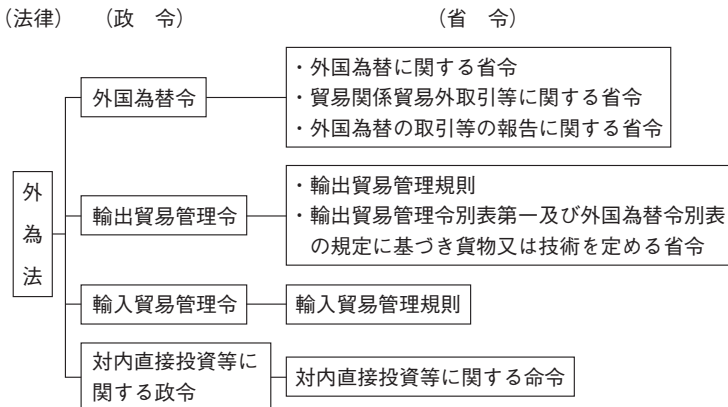
①外為法は、本邦法人の代表者、代理人、従業員が、その海外支店や工場等、外国においてその法人の財産や業務についてした行為や、本邦内に住所のある個人が、外国においてその人の財産や業務についてした行為についても適用される（外為法5

過去問題

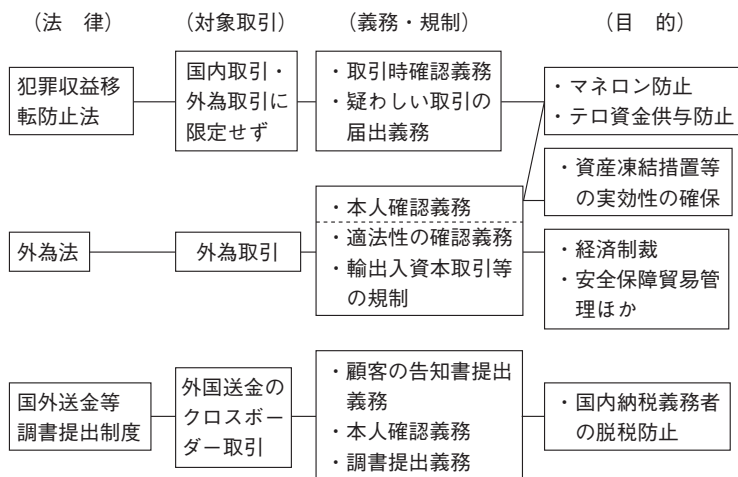
・2022年10月
問8

- 条：外為法の適用範囲)。
- ②支払等の規制として、主務大臣は、わが国の国際約束の誠実な履行と国際平和に寄与するために必要があると認めるときは、支払等について許可を受ける義務を課することができる（外為法16条）。…経済制裁措置の発動。
- ③銀行等には「適法性の確認義務」と「本人確認義務」を課している（外為法17条、18条）。
- ④輸出取引の規制では、わが国の安全保障貿易管理制度として、リスト規制とキャッチオール規制がある（外為法25条、48条）。
- ⑤輸入取引の規制では、(イ)輸入割当を受けるべき貨物の規制（数量規制）、(ロ)特定の出産地・船積地域からの特定貨物の輸入規制（特定地域規制）、(ハ)地域を特定せず特定貨物の輸入規制（全地域規制）、(ニ)事前確認と通関時確認による輸入規制、がある（外為法52条、輸入貿易管理令9条）。

●図表 1-1 外為法関係の主要法令体系



●図表 1-2 外為関係国内法令の概念図



(2) 犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）

マネー・ローンダリングの防止とテロリズムに対する資金供与の防止を目的とする法律で、銀行等には取引時確認や疑わしい取引の届出の義務が課されている。

(3) 国外送金等調書提出制度

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（略称：国外送金等調書法）」にもとづく制度であり、納税義務者の外国為替その他の対外取引および国外資産の国税当局による把握をできるようにして、所得税、法人税、相続税等、内国税の適正な課税の確保を図ることを目的としている。

なお、2014年1月から施行されている「国外財産調書制度」では、総額5,000万円を超える国外にある財産を保有する居住者に、

その財産の種類や数量・価額等、明細を記載した「国外財産調書」の所轄税務署宛て提出義務を課している（国外送金等調書法5条、6条）が、根拠法は国外送金等調書提出制度と同じでも、制度の内容が異なる。

2. 外為法の内容

(1) 外為法の主務大臣等

外為法の主務大臣は、貨物の輸出入および仲介貿易については経済産業大臣とし、それ以外の取引は財務大臣とされている（外為法における主務大臣を定める政令1条）。したがって、大まかにいえば、外為法に基づく管理は、モノとサービス（役務）は経済産業省、カネの面は財務省と区分できる。

また、税関は財務省の下部機構であり、外為法や関税に関する法律に基づき、貨物の輸出入については経済産業大臣の指揮・監督・委任を受けて貿易管理事務を行っている。

日本銀行は、財務大臣の委任を受けて、外国為替資金特別会計（いわゆる外為特会）の運営（為替の介入等）を行うとともに、財務大臣または経済産業大臣の委任を受けて、各種の許可申請書・承認書・届出書の受理、報告書の徴求、外国為替諸統計の管理事務を行っている。

(2) 外為法改正で自由になっている取引

外為法は、国内の規制緩和の流れ、国際情勢の変化、国際金融のグローバル化等を背景とした累次にわたる改正を経て現在に至っている。特に1998年の改正では、事前の許可・届出制度を原則として廃止し、事後報告制にするとともに、外国為替公認銀行制度、両

替商制度を廃止する等、自由で迅速な内外取引が行えるよう、欧米先進諸国並みの大幅な対外取引環境の整備が図られた。

外為法改正で自由化・規制緩和されているものは多いが、つぎの取引も自由になっている。

- ①非居住者との間で債権債務を相殺（ネットィング）または貸借記により、銀行等を経由しない方法による決済
- ②非居住者のためにする、居住者と他の居住者との間における支払等（ため払い）
- ③国内における居住者間の外貨建決済
- ④居住者の海外預金（ただし、月末残高が1億円相当額を超えると預金者が当局に報告する必要がある）

(3) 外為法上の居住性の判定

居住者・非居住者については、外為法6条で定義されている。

「居住者」とは、「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があるか否かにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。」

「非居住者」とは、「居住者以外の自然人及び法人をいう。」

このように居住性の判定は、国籍ではなく経済的な基盤により区別する。

ただし、在日外国公館（大使館・領事館等）とその外国人職員や日本国内に駐留する米国の軍隊とその家族等は非居住者となる。一方、在外日本大使館、領事館ならびにそこに勤務する日本人外交官とその同居家族は居住者となる。

過去問題

- ・2024年3月問1
- ・2023年10月問1
- ・2023年3月問1
- ・2022年10月問1

●図表 1-3 居住性の判定基準一覧表

		居住者	非居住者
自然人	本邦人	①本邦に居住する者 ②本邦の在外公館（外国にある日本大使館・総領事館等）に勤務する者	①2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者 ②外国にある事務所（本邦法人の海外支店、現地法人、駐在事務所、国際機関を含む）に勤務する者 ③前①と②のほか、本邦出国後、外国に2年以上滞在する者 ④前①～③に掲げる者で、事務連絡や休暇等の理由で一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者
	外国人	①本邦にある事務所に勤務する者 ②本邦に入国後6か月以上経過した者	①外国に居住する者 ②外国において任命または雇用された外交官、領事館およびこれらの随員・使用人 ③外国政府または国際機関の公務を帯びる者 ④米合衆国軍隊やその構成員・軍属およびその家族等 ⑤国連の軍隊やその構成員・軍属およびその家族等
法人等 (注)	本邦法人	①本邦内に主たる事務所を有する法人 ②本邦の在外公館	本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所
	外国法人	外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所、これらは法律上の代理権の有無に関係なし	①外国にある外国法人 ②本邦にある外国政府の公館（使節団を含む）、国際機関

- ・財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」より抜粋
- ・(注) 法人等とは、法人、団体、機関その他これに準ずる者をいう。
- ・自然人の場合で、居住者または非居住者と同居し、かつ、その生計費がもつばら当該居住者または非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者または非居住者の居住性に従う。
- ・居住性の認定申請手続：居住性が明白でない場合には、外為省令第3条に規定する手続により、財務省宛て認定の申請を行う。申請者は営業または勤務に従事しているかどうか、収入をどこで受けているか等について資料を提出し、当該申請に係る居住性を立証する必要がある。

過去問題

・2023年3月
問40

(4) 外為法上の「支払手段」・「対外支払手段」等について

①外為法上の「支払手段」とは、銀行券等の現金のほかに、小切手、旅行小切手、為替手形、約束手形、信用状、郵便為替、電子マネー等も含まれる（外為法6条1項7号）。

空港や港で携帯して出入国（輸出入）する際に、前述の支払手段および証券の総額が100万円相当額を超える場合、または1キログラムを超える貴金属の場合には、「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を税関に提出する必要がある（外為法19条3項、関税法）。

②外為法上の「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもって表示され、または外国において支払のために使用することのできる支払手段をいい、本邦通貨は含まない（外為法6条1項8号）。



3. ICC 制定の国際ルール



過去問題

・2024年3月
問9
・2023年10月
問7

下記で説明する信用状統一規則やインコタームズ等は、国際商業会議所（ICC）という民間の国際団体が制定した任意の国際ルール（規則）であり、法律や条約ではない。したがって、それぞれの規則を適用する場合には、下記(3)に記載のISBP821 以外は個別取引の契約書や信用状等に適用（準拠）する旨を必ず明記する必要がある。

なお、信用状統一規則やインコタームズ等のICCのルールは、わが国も加入しているウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約）に優先して適用される。

(1) 信用状統一規則 (UCP600)

正式には「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (2007年改訂版)」という。UCP600は信用状取引に関する実務慣行を統一するために、関係当事者の権利・義務や書類の取扱いを全39条にまとめたものである。

信用状に基づく貿易決済を円滑に行うための国際ルールであり、法律や条約としての拘束力はないが、貿易に不可欠なルールとして世界的に認められている。信用状がこの規則に従うことを明示することでこの規則が適用され、この規則の特定の条文の適用を除外・修正することもできる。UCP600は、その手引書となっているISBP745とあわせて参照することが求められている。なお、各国の条約や法律はUCP600に優先して取扱われる。

(2) 銀行間補償に関する統一規則 (URR725)

正式には「荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」といい、UCP600に付随する規則である。いわゆるリンバースメント方式 (リンバース方式) の場合の発行銀行、補償銀行および請求銀行 (買取銀行) のそれぞれの義務について規定している。

信用状がリンバースメント方式 (買取銀行が発行銀行の指定する補償銀行に補償請求する方式) とする場合には、信用状にURR725に従うか否かを記載する必要がある (UCP600第13条)。なお、レミッタンス方式の場合その記載はしない。

(3) 国際標準銀行実務 (ISBP821)

正式には「UCP600に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」といい、2023年7月には従前のISBP745に代わってISBP821が発効している。

過去問題

- ・2023年10月問8
- ・2022年10月問7

過去問題

- ・2024年3月問9
- ・2023年10月問8

過去問題

- ・2023年10月問8
- ・2022年10月問7

ISBPは信用状取引による書類のディスクレ（discrepancy：不一致・矛盾）やトラブルを減らすことを目的としており、信用状を取扱う実務家によって、どのようにUCP600の条文が解釈されて適用されるべきかを説明したUCP600の実務上の解釈指針（ガイダンス的なもの）であり、UCP600の補完的役割を果たしている。

なお、信用状にはISBP821の準拠文言は記載しない。

(4) 取立統一規則（URC522）

取立統一規則は、信用状なし為替手形（D/P・D/A手形）の取立、および小切手・クリーンビルの取立に関する国際ルールである。この規則は、それらの買取と取立に関係なく適用される。

(5) インコタームズ® 2020（INCOTERMS® 2020）

インコタームズとは、International Commercial Termsの略称で、貿易取引慣習として世界中で普遍的に利用されている定型取引条件の解釈に関する国際規則である。

この規則には、FOBやCIFなど11の規則があり、売買契約の基本事項となる売主と買主の義務、輸送上の危険が移転する時と場所、費用の負担者等について規定されており、貿易取引に伴う法的トラブル回避のための重要な国際ルールとなっている。

インコタームズを適用する場合には、売買契約書上にそれを明記する必要がある。インコタームズは近年ほぼ10年ごとに改訂されており、インコタームズ® 2010の改訂版として「インコタームズ® 2020」が2020年1月1日に発効している。この規則は国内間の売買契約にも使用可能となっている。

(6) 請求払保証統一規則（URDG758）

荷為替信用状取引とは異なり、入札保証や契約履行保証等の保証

過去問題

- ・2024年3月
問9
- ・2023年10月
問8

過去問題

- ・2024年3月
問7
- ・2023年10月
問7
- ・2022年10月
問7

過去問題

- ・2024年3月
問9
- ・2022年10月
問7

【執筆協力】

奥田 善生

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#)メニュー下部の [追補・正誤表](#))

銀行業務検定試験 公式テキスト **外国為替3級** 2024年10月・
2025年3月受験用

2024年7月29日 第1刷発行

編者 経済法令研究会
発行者 高橋春久
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・菊池一男 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2024

ISBN978-4-7668-4455-9

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。